

# 岐阜県公報

第 千 九 百 十 号  
平 成 二 十 年 一 月 八 日

(火曜日)

## 目 次

### 告 示

保安林に指定する予定である旨の通知  
道路の区域変更

(治 山 課)  
(道 路 維 持 課)

八 七<sup>ページ</sup>

### 公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定  
市街地再開発組合の設立認可

(農 地 計 画 課)  
(街 路 公 園 課)

九 九

## 告 示

岐阜県告示第六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 保安林予定森林の所在場所

中津川市福岡字松尾一六九二の五、一六九二の七

### 二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字松尾一六九二の七

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

#### (二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

郡上市白鳥町二日町字上ノ山二四九二の七、一四九二の八、一五〇三、一五〇六の一、一五〇七の一、一五〇八、一五〇九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		道路の種類	
一般国道		一般国道	
二百五十六号	路線名	加茂郡白川町白山字保柱口二五七九番一地先地内	路線名
	区間		区間
後	前	別前変区域 後更更	別前変区域 後更更
二・一 二五〇	九・二 二・五	員敷地の幅 （メートル）	員敷地の幅 （メートル）
六・五	六・五	延長 （メートル）	延長 （メートル）
		備考	備考

岐阜県告示第九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年一月八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類		道路の種類	
県道		県道	
七富加線	路線名	加茂郡七宗町神淵字上阿羅田一六一二番三地先から	路線名
同郡同町同字同	区間	同郡同町同字同	区間
後	前	別前変区域 後更更	別前変区域 後更更
六・五 九〇	四・二 七〇	員敷地の幅 （メートル）	員敷地の幅 （メートル）
五・五	五・五	延長 （メートル）	延長 （メートル）
		備考	備考

公 示

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業関田原地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同  
法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年一月八日から  
同 年二月六日まで

二 縦覧場所

関市役所前掲示場

県営土地改良事業の換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、  
県営土地改良事業恵北地区馬場工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用  
する同法第八十七条第五項の規定により公示し、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に  
供する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 縦覧期間

平成二十年一月八日から  
同 年二月六日まで

二 縦覧場所

中津川市役所

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次の市  
街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 組合の名称

柳ヶ瀬通北地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十年一月八日から  
平成二十三年十二月三十一日まで

三 施行地区

事業計画書において表示するとおり

四 事務所の所在地

岐阜市住吉町三二番地

五 設立認可の年月日

平成二十年一月八日

六 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所の掲示場及び施行地区内に掲示する

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間

平成二十年一月八日から  
同 年二月六日まで

市街地再開発組合の設立認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第十一条第一項の規定により、次の市  
街地再開発組合の設立を認可したので、同法第十九条第一項の規定により公示する。

平成二十年一月八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 組合の名称  
問屋町西部南街区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間  
平成二十年一月八日から  
平成二十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区  
事業計画書において表示するとおり
- 四 事務所の所在地  
岐阜市橋本町二丁目五二番
- 五 設立認可の年月日  
平成二十年一月八日
- 六 事業年度  
毎年四月一日から翌年三月三十一日まで
- 七 公告の方法  
事務所の掲示場及び施行地区内に掲示する
- 八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期間  
平成二十年一月八日から  
同 年二月六日まで

平成二十年一月八日印刷  
平成二十年一月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県岐阜市

印刷者  
印刷所  
定価  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む)  
岐阜尾文芸社